

第707033号

令和8年3月25日

日南町議会議長 山本 芳昭 様

日南町長 中村 英明

事件の訂正請求書

令和8年3月3日に提出した事件は、次の理由により別紙のとおり訂正したいので、日南町議会会議規則第20条の規定により請求します。

記

- 1 件名 議案第14号 日南町農林MIRAIセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 2 理由 議案の説明文の中の条例名に誤りがあったため、訂正するもの

議案第14号

日南町農林M I R A I センターの設置及び管理に関する条例の制定について

次のとおり、日南町農林M I R A I 振興センターの設置及び管理に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出

日南町長 中村 英明

日南町農林M I R A I センターの設置及び管理に関する条例

日南町農林M I R A I センターの設置及び管理に関する条例を次のとおり制定する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、日南町の基幹産業である農業及び林業の振興、担い手の育成並びに地域産業の活性化を図り、あわせて地方創生に資するため、日南町農林M I R A I センター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 前条の目的を達成するため、次のとおり日南町農林M I R A I センターを設置する。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 日南町農林M I R A I センター

位置 鳥取県日野郡日南町霞 729 番地

3 センターには、事務所、研修施設、宿舎その他町長が必要と認める施設を設ける。

（管理の原則）

第3条 センターは、町長が管理する。

2 町長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）にその管理を行わせることができる。

（業務）

第4条 町長又は指定管理者（以下「管理者」という。）が行うセンターの管理に関する業務は、次に掲げるものとする。

(1) センターの施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務

(2) センターの使用の許可及び使用条件に関する業務

(3) 学生、担い手その他関係者の受入れ及び利用調整に関する業務

(4) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な業務

(使用の許可)

第5条 センターの施設等を使用しようとする者は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

2 管理者は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限及び許可の取消し)

第6条 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用を許可せず、又は使用の許可を取り消し、若しくは使用の制限、停止又は退去を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者の利益となるおそれがあるとき。

(3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) その他管理上不適当と認めるとき。

(使用料)

第7条 センターの宿舎の使用料は、規則で定める。

(損害賠償)

第8条 使用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。